自治調查会

vol. **026**

11

市町村職員向け情報提供誌

ニュース・レター

- 1. 多摩・島しょ地域における食品ロスの削減に関する調査研究
- 2. DX を契機とした自治体による地域の課題解決に関する調査研究
- 3. 基礎自治体におけるブロックチェーン技術の活用に関する調査研究
- 4. 多摩・島しょ地域自治体における避難・避難所のあり方に関する調査研究
- 5. 自治体職員に求められる情報分野の専門性に関する調査研究

2020年度 調査研究報告書の解説…………

•• /

「自治体における効果的な情報発信媒体に関する調査研究報告書」

~住民に共感し行動してもらう広報を~

公益社団法人日本広報協会 調査・企画部部長 藤本 勝也

かゆいところに手が届く!―多摩・島しょ自治体お役立ち情報― …… 13

ゼロカーボンシティから学ぶ職員一人ひとりの脱炭素行動

調査部 研究員 安本 正義 (三鷹市派遣)

公用車へのカーシェアリング導入について

調査部 研究員 古川 聡(国分寺市派遣)

調査研究報告書の活用に関するアンケート結果報告 …………… 28

公益財団法人 東京市町村自治調査会

https://www.tama-100.or.jp

2021年度 調査研究の状況報告

本誌 2 月号 (vol.024) で概要を紹介した2021年度の単年度調査研究 5 件の状況を報告します。

1. 多摩・島しょ地域における食品ロスの削減に関する調査研究

(1) 背景・目的

日本では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、年間約600万トン(平成30年度)もの食品ロスが発生しています。国民1人当たりに換算すると、大体お茶碗1杯分の食品を毎日捨てていることになります。日本の食料自給率は37%で、多くの食料を海外からの輸入に依存しているにもかかわらず、大量に食品ロスが発生している現状があります。

この状況を改善するため、2019年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020年3月31日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。これにより、市町村にも食品ロスの削減の推進に関する計画策定の努力義務が課されました。

本調査研究は、食品ロス削減により期待できる「ごみの減量」、児童生徒だけでなく家族への波及効果も期待できる「食育」、社会貢献意識の高まりからの「貧困層への支援」の3つの視点から、食品ロスの削減のあり方を検討し、多摩・島しょ地域自治体が今後食品ロスの削減に効果的に取り組んでいくための指針を示すことを目的としています。

(2)調査研究状況

- ①文献調査、ヒアリング
- ◆文献調査
- ◆有識者ヒアリング
- ◆先進自治体ヒアリング
- ◆民間事業者ヒアリング

自治体における食品ロスに関する基礎知識や 基本的な考え方について、文献調査のほか有識 者、先進自治体、民間事業者にヒアリングを行 い、食品ロス削減の取組のためのポイントや課 題を把握・整理しています。

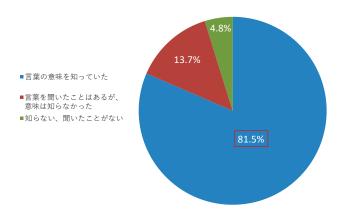
②アンケート

- ◆多摩・島しょ地域自治体アンケート
- ◆多摩・島しょ地域住民アンケート

多摩・島しょ地域の自治体と住民を対象として食品ロス削減の認識、取組状況や「食品ロス削減推進計画」の策定状況等を把握するためにアンケートを実施しました。

食品ロスに関する住民の認知度をアンケートで確認したところ、81.5%が「言葉の意味を知っていた」、13.7%が「言葉を聞いたことはあるが、意味は知らなかった」、4.8%が「言葉を知らないし聞いたこともなかった」という結果になりました。このことから、80%以上の住民が「食品ロス」という言葉を聞いたことがあり意味も知っていることが分かりました。

▼「食品ロス」という言葉の認知状況 (単一回答、n=2,114) 【住民アンケート】



(3)調査研究の方向性

多摩・島しょ地域自治体及び住民アンケートの結果や先進事例の取組から、現状の食品ロス削減の認識及び取組について整理・分析を行うとともに効果的な取組方法を検討します。

そして自治体が「食品ロス削減」に取り組む際に、現場において役に立つ調査研究結果となるようにとりまとめていきます。

2. DXを契機とした自治体による地域 の課題解決に関する調査研究

(1) 背景・目的

国は2020年12月25日付けで自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画を 策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全 自治体において着実に進めていくこととしてい ます。今後さらに、各自治体で抱える地域課題 の解決のためにデジタル技術を活用できれば、 自治体業務の変革となり住民の利便性の向上に つながります。

多摩・島しょ地域自治体に限らない共通的な 自治体業務は国の主導による効率化が図られる 一方で、地域の課題解決に資する新たな公共サ ービスは、各自治体が主体的に考えていく必要 があります。

本調査研究では、DXに関する基礎知識を網羅的かつ簡潔に取りまとめつつ、多摩・島しょ地域自治体で抱える地域課題から優先的に取り組むべき課題を絞り込み、新たな公共サービスの導入方法等を調査・整理することで、DXを契機とした自治体による地域課題の解決手法を探り、業務効率化及び住民利便性の向上に取り組む際の参考となる内容とすることを目的としています。

(2)調査研究状況

①文献調査・有識者ヒアリング

本調査研究に関する文献を通じた調査や、自 治体DXの意義・メリット及び自治体がDXに 取り組む上での課題等の知見を得るために、有 識者からの意見聴取を行っています。

②多摩・島しょ地域自治体アンケート

多摩・島しょ地域の自治体に、デジタル技術 の活用に関する取組・検討状況や体制、政策課 題、デジタル技術の活用時に重視する観点等に ついてのアンケートを実施し、分析しています。

③多摩・島しょ地域住民アンケート

多摩・島しょ地域39市町村に居住する20歳以上の方を対象に、地域課題に対する認識や、居住環境で重視する点、自治体がDXに取り組むことへの意向等に関するアンケートを実施し、分析しています。

4)先進事例調査

デジタル技術を活用し地域課題の解決に取り 組んでいる自治体事例を調査し、多摩・島しょ 地域自治体での関心が高く必要性も高いと考え られる分野において先進的に取り組んでいる自 治体に対して、取組に至った背景や目的、導入 技術や効果等についてのヒアリングを実施して います。

(3)調査研究の方向性

多摩・島しょ地域自治体アンケートや先進自 治体へのヒアリング等を踏まえ、主に以下の3 点を明らかにし、地域の課題解決にデジタル技 術を活用していく方策を提案することを目指し ます。

- ①DXに取り組む際のプロセス
- ②DXに取り組む際の庁内体制
- ③DXに取り組む際に想定される課題と対応策

▼デジタル化・効率化の取組の実施状況及び検討状況(自治体アンケート ・ ・	単一凹合、「	า=งษา
---------------------------------------	--------	-------

	(①全庁的に 広〈実施	②部門横断的に 広〈実施		③部局単位での 散発的な実施						④実施予定	⑤ 	倹討していない	⑥その他
ペーパレス化		23.1%	10.3%		30.8%		15.4%		15.4%	5.1%				
はんこレス化		15.4%	10.3%		10.3%		38.5%		17.9%	7.7%				
職員のテレワーク		23.1%	0.0%		15.4%		25.6%		17.9%	17.9%				
RPA活用		5.1%	7.7%		35.9%		7.7%		33.3%	10.3%				
AI活用		2.6%	7.7%		33.3%		15.4%		33.3%	7.7%				
公共料金の電子決済		0.0%	2.6%		41.0%		20.5%		25.6%	10.3%				
オンライン申請		12.8%	10.3%		46.2%		7.7%		20.5%	2.6%				

3. 基礎自治体におけるブロックチェーン技術の活用に関する調査研究

(1) 背景・目的

ブロックチェーン技術とは、分散型台帳技術とも言われ、ビットコインなど暗号資産(仮想通貨)の中核技術として知られています。複数のコンピューターで同じデータを共有して安全に管理する手法であり、総務省のワーキンググループにおいて、ブロックチェーン技術の行政手続等の公的分野(①法人設立手続②政府調達手続③電子自治体④公共データの利活用促進⑤デジタルコンテンツ)での活用が示唆されています(2017年、ブロックチェーン活用検討サブワーキンググループによる取りまとめ)。

ブロックチェーン技術による分散管理型のシステムにおいては、従来の中央サーバー管理型のシステムに比べ、システム障害に強い、改ざんされにくいなどのメリットがあるとされていますが、先端かつ難解なICT技術のため職員の理解が進まず、自治体において広がりを見せているとはいえない状況です。

そこで、ブロックチェーン技術について、現 状、課題、注意事項、コスト等をわかりやすく 解説することで、専門的知識を持たない一般職 員をはじめとした職員の理解を促進するととも に、基礎自治体におけるブロックチェーン技術 の活用可能分野、費用、導入可能性やブロック チェーン技術による住民サービスの向上につい て調査・提案することを目指します。

(2)調査研究状況

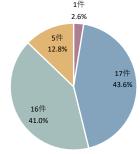
①文献調査、有識者ヒアリング

本調査研究に関する専門的な知見を得るために、文献を通じた調査や、有識者からの意見聴取を行っています。

②アンケート

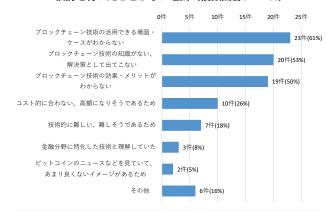
多摩・島しょ地域自治体に、ブロックチェーン技術の認知・活用状況や、今後活用を検討する上で必要な情報等を把握するためアンケートを実施し、分析しています。

▼ブロックチェーン技術の認知状況(単一回答、n=39)



- ■技術的な内容まで理解している
- ■一般的に知られている特徴(耐改ざん性など) は知っている
- ■名前は聞いたことがある
- 名前も聞いたことがなかった

▼ブロックチェーン技術活用の検討を行ったことがない自治体の、 検討を行ったことがない理由 (複数回答、n=38)



③先進自治体・民間事業者ヒアリング

既にブロックチェーン技術を導入している先進自治体やサービスを提供する民間事業者に対して、取組を行うためのポイントや課題等を把握するため、事例調査を実施しています。

(3)調査研究の方向性

各種調査を通じて把握したブロックチェーン 技術の内容について、専門的な知識がない職員 にもわかりやすく解説することを目指します。

また、アンケートで自治体の現状を整理し、各種ヒアリング等から得られた示唆をもとに、ブロックチェーン技術の多摩・島しょ地域における活用可能性をユースケース等によって示すことを目指します。

4. 多摩·島しょ地域自治体における避難・避難所のあり方に関する調査研究

(1) 背景・目的

近年、日本では台風や地震などの災害が頻発しており、2019年の台風第19号をはじめ、多摩・島しょ地域においても災害は身近なものとなっています。その中で、災害時の避難・避難所のあり方は、度々起こる災害により、大きく変化しています。

避難方法においては、身近な自治体の公共施設に避難するという従来の考えから、「車中泊」「広域避難」「ホテルを活用した避難」など、多様な避難方法が考えられるようになりました。また、パーテーションを使用したプライバシーの確保、段ボールベッドによる寝床の改善、栄養を考えた食料の配給、女性目線での避難所対応など避難所の質の向上も求められています。

さらに、災害経験のある自治体では、災害に 対する職員の意識の差や、避難所運営に住民の 協力を得たものの運営が複雑化するなど、今後 の避難・避難所のあり方を考える上で考慮すべ き課題が生じていました。

本調査研究では、台風などによる水害、地震・ 津波時に、平時よりも少ない人員・資源で、住

民の安全と良好な生活環境を提供するための避難・避難所の仕組みについて研究するとともに、防災担当以外の職員が災害を我が事として考え、取り組める心構えについても示すことを目指します。

(2) 調査研究状況

①文献調査、有識者ヒア リング

本調査研究に関する文献 を通じた調査や、避難や避 難所運営の動向や効果的な 災害対応について有識者か らの意見を伺っています。

②アンケート

- ◆多摩・島しょ地域自治体アンケート
- ◆多摩・島しょ地域職員アンケート
- ◆多摩・島しょ地域住民アンケート

自治体の災害対応の取組状況や課題、職員や 住民の災害への意識等を把握するためアンケートを実施し、分析しています。

3種のアンケートを比較することで、下図に 示すように自治体・職員・住民の意識の差等に ついても把握を行います。

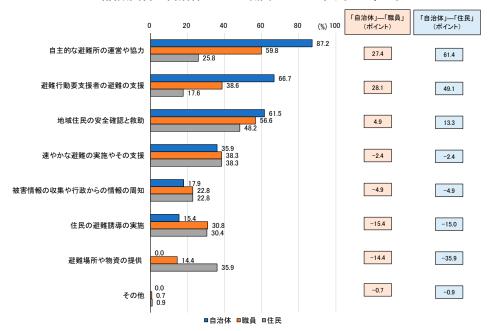
③先進自治体・民間事業者等ヒアリング

取組を進めるためのポイントや課題等を把握するため、被災経験のある自治体や災害時の課題に対して特徴的な取組をしている自治体、さらに支援者側の視点として災害支援を行っている民間事業者などにヒアリングを行っています。

(3)調査研究の方向性

多摩・島しょ地域自治体等アンケートや各種 ヒアリング調査を踏まえ、現状・課題を整理し ます。避難・避難所運営の災害対応を円滑に行 うための施策や職員・住民の災害への意識づく りのための取組について示すことを目指しま す。

▼発災時に住民や自主防災組織に期待したい取組 (複数回答、自治体n=39、職員n=975、住民n=1,110)



5. 自治体職員に求められる情報分野の専門性に関する調査研究

(1) 背景・目的

多様化する地域課題に限られた労働力で対応 し、行政サービスを維持するためには、行政に おけるデジタル技術の活用が必要です。また、 今後新たな技術が身近になるにつれて、情報主 管課だけではなく、各業務を担当する部署にお いても、業務に利用されるデジタル技術の正確 性等を確認・検証することなどが求められる可 能性もあります。

本調査研究では、これからの働き方を見据えて組織に必要な人材を確保する観点から、自治体職員に求められる情報分野の専門性を整理するとともに、今から人材確保に取り組む意義を明らかにし、人材確保に係る多様なあり方を調査研究することで、これからの人材戦略検討に資する内容とすることを目的とします。

(2)調査研究状況

①文献調査

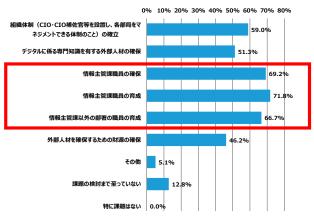
国や都の施策の動向、人材採用や育成、公務 員制度、専門職制度、情報分野の基礎知識等を 整理しています。

②アンケート

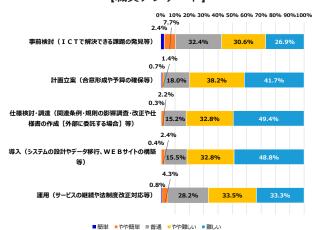
- ◆自治体アンケート
- ◆職員アンケート

自治体と職員を対象に、ICT活用に関する人 材面での課題や職員のICT活用に関する業務 を任された場合の認識等に関するアンケートを 実施し、分析しています。

▼ICT活用にかかる人材面での課題(複数回答、n=39) 【自治体アンケート】



▼ICT活用に関する業務を任された場合の認識 (単一回答、n=905) 【職員アンケート】



③特徴的事例・有識者ヒアリング

今よりも少ない職員数で、より機会が増えるであろうデジタル技術の活用を、効率・効果的に行うことが求められると考えられます。そのための人材確保につながると考えられる特徴的な取組を行っている自治体及び民間企業に対して、取組を行う上でのポイントや課題等を把握するためのヒアリング調査を実施しています。

また、本調査研究を進めるうえでの課題認識や方向性について、専門的な知見を持つ有識者に対してヒアリング調査を実施しています。

(3)調査研究の方向性

自治体・職員アンケートを踏まえ、現状を整理します。また、積極的に情報分野の専門性を有する人材を確保している自治体・民間企業などから、今から人材確保に取り組む意義や必要性、また、情報分野の業務に関わる人材にどのような視点・能力求めているかなどを、伺い整理します。

それらを取りまとめたうえで、組織の実情に 合わせた気づきや取組方策を提案することを目 指します。

2020年度 調査研究報告書の解説

「自治体における効果的な情報発信媒体に関する調査研究報告書」 ~住民に共感し行動してもらう広報を~

公益社団法人日本広報協会 調査・企画部部長 藤本 勝也

自治体は住民や事業者に向けて、様々な情報を発信している。自治体の規模により、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを使っている場合もある。ここでは、自治体の基幹メディアである広報紙を中心にウェブサイト、SNSを含めて、その現状や今後のあり方について考えてみたい。

1. プッシュ型メディアとプル型メディア

広報紙、ウェブサイト、SNSを発信者と受信者の関係でプッシュ型とプル型に分類すると以下のとおり。

広報紙	プッシュ型メディア
ウェブサイト	プル型メディア
SNS	プル型メディア・プッシュ型メディア

プッシュ型とプル型を自治体と住民に置き換えると、プッシュ型は、自治体の決めたタイミングで住民に情報を伝える(プッシュ)もの。プル型は、住民が自ら能動的に自治体の情報を取りにいく(プル)もの。SNSは、最初は住民が検索して情報を取りにいくためプル型だ。しかし、住民がSNSをフォローし、定期的に発信している情報を自動的に受け取るようになるとプッシュ型になる。

広報紙は、自治体から全戸に配布されるため、 長らくプッシュ型メディアといわれてきたが、 最近では必ずしもそうとはいえない状況になっ ている。

2. 都市部の広報紙配布は新聞折り込み や業者委託が中心

石川県金沢市では、広報紙を単独の冊子として発行せず、「新聞広報」として朝日、北陸中日、北國、毎日、読売の各新聞紙の石川版に広報紙

を掲載している。このような特殊な例を除けば、 全国のほぼすべての自治体が広報紙を発行して いる。

公益社団法人日本広報協会が実施した全国の 市区町村広報広聴活動調査 (2016年度) による と、広報紙の配布方法は以下のとおり(図表1)。

▼図表 1 全国市町村広報紙配布方法 (全国と都市部の比較)

(件)

			(件)
		2016年度	
	全国	政令指定 都市部及び 東京23区	中核市
自治会・町内会(区長等も含む)	1279	16	28
日/15 門/25 (区文等も30)	74.7%	37.2%	59.6%
シルバー人材センター	336	16	10
フルバー人物でフター	19.6%	37.2%	21.3%
新聞折り込み	128	21	5
利用別り込む	7.5%	48.8%	10.6%
広報配布委員	224	2	3
(行政連絡員・行政協力員等も含む)	13.1%	4.7%	6.4%
発送業者(ポスティング等も含む)	205	19	15
元と末日(ハハノイン)寺の日心/	12.0%	44.2%	31.9%
郵送	736	16	12
	43.0%	37.2%	25.5%
職員	287	1	2
4以只	16.8%	2.3%	4.3%
公共施設設置(公民館等も含む)	977	38	28
4六地区以直(4人以前寺で百七)	57.1%	88.4%	59.6%
店頭設置	650	38	19
(駅、郵便局、金融機関、コンビニ等を含む)	38.0%	88.4%	40.4%
総数	1712	43	47

※複数回答、無回答あり。

<出典>公益社団法人日本広報協会

全国では、「自治会・町内会」経由が、1,279 団体(74.7%)で一番多い。

中核市である47の自治体と全国とを比較すると、「自治体・町内会」は15.1ポイント減、「広報配布委員」は6.7ポイント減、「発送業者」は19.9ポイント増となっている(「郵送」「職員」「公共施設設置」「店頭設置」など、補完的な配布方法をのぞく)。

これを、政令指定都市に東京23区を加えた43の自治体(以降、「都市部」という)と全国と

を比較すると、さらに大きな変化がみられる。 「自治会・町内会」は37.5ポイント減、「シルバー人材センター」は17.6ポイント増、「新聞折り込み」は41.3ポイント増、「広報配布委員」は8.4ポイント減、「発送業者」32.2ポイント増となっている。「シルバー人材センター」の比率が増えている理由はここでは分からないが、都市部では新聞折り込みや発送業者を使って広報紙を配布していることが分かる。

これは、都市部では、自治会や町内会に加入 していない世帯が多く、それを補完するための 対応と考えられる。

3. 都市部の広報紙はプッシュ型メディアとは言いきれない

発送業者に配布を委託している自治体では、 全世帯配布が可能だ。しかし、新聞折り込みを 使って配布している自治体では、新聞を購読し ていない住民には広報紙が届かない。広報紙が 欲しければ、公共施設や郵便局、一部のコンビ ニなどで手に入れるか、自治体ウェブサイトに 掲載されている広報紙を閲覧するか、「マイ広 報紙」(インターネット無料配信サービス:一 般社団法人オープン・コーポレイツ・ジャパ ン)や「マチイロ」(広報紙閲覧アプリ:株式 会社ホープ社)を使って閲覧するしかない。

つまり、都市部などの一部の広報紙は、プッ シュ型メディアとは言いきれないのだ。毎年新 聞発行部数が減少し、定期購読者も電子版に少しずつ移行している現状から、広報紙を新聞折り込みで配布している自治体は、全戸配布を念頭に置けば、配布方法の見直しを考えなければならなくなっている。

4.「自治会・町内会」から「発送業者」による配布に

もう一つ、広報紙の全戸配布への弊害がある。 現在最も多い配布方法は、「自治会・町内会」 である。しかし、自治会や町内会の役員などの 高齢化により、広報紙配布が負担になっている という。

この現状を受けて、中核市の香川県高松市では、2020年5月に広報紙をリニューアルした際に、発送業者による全戸配布に切り替えた。今後も高松市のように、全戸配布を目指して発送業者に依頼し、広報紙を再びプッシュ型メディアにしようとする自治体は増えてくるだろう。

5. 広報紙を手にしても隅々まで読まれていない

届けた広報紙は、果たして読まれているのだ ろうか。

少し古いが、人口10万人弱のA市の調査結果 (2015年度) では、広報紙を「ほとんど毎号 読む」は57.2%、「ときどき読む」は28.3%で、「読む」の合計は85.5%と高い(図表2)。

▼凶表 2	A巾の仏報祇閲読頻度

	総数(人)	ほとんど 毎号読む	ときどき 読む	ほとんど 読まない	読んだこ とがない	読む (計)	読まない (計)
総数	1068	57.2%	28.3%	11.2%	3.3%	85.5%	14.5%
18~25歳	59	11.9%	30.5%	39.0%	18.6%	42.4%	57.6%
26~35歳	155	36.8%	32.9%	22.6%	7.7%	69.7%	30.3%
36~49歳	152	60.5%	28.3%	8.6%	2.6%	88.8%	11.2%
50~64歳	210	63.3%	25.7%	9.0%	1.9%	89.0%	11.0%
65歳以上	481	68.5%	27.7%	6.0%	0.8%	93.1%	6.9%
無回答	11	63.6%	27.3%	9.1%	_	90.9%	9.1%

<出典>公益社団法人日本広報協会

「ほとんど毎号読む」は、「50~64歳」(63.3%)、「65歳以上」(68.5%)で高い。一方で、「18~25歳」(11.9%)、「26~35歳」(36.8%)で低い。つまり、若い世代は広報紙を読んでいないことが分かる。

「読む」層は、広報紙を最初から最後までしっかりと読んでいるだろうか。以下は、「読む」と回答した人の記事別の閲覧状況だ(図表3)。

▼図表 3	A市の記事別閲覧頻度
* E112 U	へ III Y J DL 平かり 別見 別人

記事・コラム名	よく読んでいる	ときどき読む	読んでいる 合計
市情報	53.2%	34.4%	87.6%
まちの話題	52.5%	36.4%	88.9%
特集	49.8%	38.4%	88.2%
市民ピックアップ	38.6%	39.2%	77.8%
掲示板	35.6%	37.2%	72.8%
けんこうナビ	33.2%	40.6%	73.8%
みんなのひろば	27.3%	41.3%	68.6%
便利帖	27.3%	40.2%	67.5%
彩りもう一品	26.4%	35.9%	62.3%
市政アラカルト	23.8%	41.6%	65.4%
スポーツINFO	22.7%	38.8%	61.5%
スクすく子育て	21.6%	32.1%	53.7%
くらしのシグナル	19.5%	44.7%	64.2%
図書館だより	18.6%	39.0%	57.6%

※コラム名は若干変更している。

<出典>公益社団法人日本広報協会

「市情報」「まちの話題」「特集」は、「よく読んでいる」が約5割、「読んでいる合計」が約9割と、広報紙を手に取ってもらえれば、このあたりの情報は読まれていることが分かる。

しかし、「けんこうナビ」は「よく読んでいる」が約3割、「読んでいる合計」が約7割と、約3割が離脱してしまう。「市政アラカルト」「スポーツINFO」「スクすく子育て」「くらしのシグナル」「図書館だより」は「よく読んでいる」が約2割、「読んでいる合計」が約6割から約5割と、かなり厳しい数値が出ている。

広報紙の後半に掲載されることが多い「お知らせ」には、「40歳以上の無料がん検診」「無料育児相談」といった情報のほか、「各種給付金のお知らせ」「各種補助金のお知らせ」など、知っていると得する情報が掲載されている。

しかし、最後まで読んでもらえないと、その 人にとって必要な情報を伝えることができな い。まず手に取ってもらい、最後まで読んでも らう習慣をつけてもらう必要がある。

そのために、自治体では広報紙づくりに様々な工夫を凝らしている。

6. 広報紙を読んでもらうために自分事 に感じる巻頭特集が重要

広報紙を手にして表紙をめくったとき、お知らせ情報でぎっしり紙面が埋め尽くされていたらどうだろう。読み始める人は少ないのではないか。ここで重要になるのは巻頭特集だ。

その特集も、行政からの一方的な内容ではなく、読み手の住民が自分事のように感じられ共感できる内容を毎回掲載していれば、ただお知らせ情報を掲載しているだけよりも、広報紙を読み始めてもらいやすい。

例えば、特集で「公園をきれいにしましょう」と呼びかけても、お仕着せ感があれば「なぜ自分たちが公園をきれいにしないといけないのか」「行政がやればいいだろう」と反発されてしまう。しかし、「公園は災害時には避難場所になる」「公園が汚いと、スキのある地区だと思われて、空き巣や車上荒らしが増える」といった情報を、行政からではなく専門家から話してもらう。さらに「公園をきれいにするために、こんな活動をしている住民がいます」と紹介する。このような特集を組むことによって、その情報に触れた住民は自分事として捉え、「今度、公園に行ったときは、ゴミを拾ってみようか」といった気持ちになり、やがてはボランティアの清掃活動に参加するかもしれない。

特集を毎号組むことにより、広報紙をじっくり読んでもらえるようになり、時間があれば、特集だけでなく、ほかのページも読んでもらえるようになる。そこに楽しめる記事やコラムなどがあれば、どんどんページをめくってもらえる。やがて「お知らせ」ページの、その人に必要な情報にたどり着く。

2020年4月15日号でリニューアルした茨城県

取手市では、ウェブサイトにリニューアルコンセプト「市民の顔が見える広報紙へ」を掲げている。リニューアルの概要の中に、「特集記事を新設」として、「市の取り組みや課題を紹介する特集を年12回掲載します」と宣言している。

今までも、公益社団法人日本広報協会が主催する全国広報コンクールで入選する優秀な広報紙は、しっかりした特集を組んでいるため、特集があることはめずらしいことではない。しかし、ここ数年、取手市のように広報紙を大幅にリニューアルし、「お知らせ」型から、毎号特集を組む編集方針に変えた自治体が目立つようになってきた。

7. 若い世代を広報紙づくりに取り込む

前述のとおり、若い世代は広報紙を読んでいない。

若い世代に広報紙を読んでもらうために、学 生に広報紙づくりに参加してもらう工夫をして いる自治体がある。

青森県弘前市では、学生にも広報紙を読んでもらおうと、学生企画コーナー「もっともっと弘前」を広報紙内に1ページ設けた。弘前市出身もしくは弘前市在住の女子大生が、打ち合わせや取材、紙面作成まで、学生目線で編集。このコーナーは、残念ながら2020年3月1日号が最終回で、現在はないが、約8年間続いた。

大阪府寝屋川市では、「寝屋川市学生レポーター」を募集している。毎号ではないようだが、例えば2020年11月号では「学生レポーター」のコーナーが掲載され、取材をした学生の写真とともに、特集に関する本人のレポートが掲載されている。

8.漫画で特集を構成

ほかにも、表紙から特集にかけて漫画で構成 する広報紙もみられる。

京都府京都市では、2021年2月1日号から4 カ月連続で表紙から特集に続くページを漫画で 構成している。

福岡県糸島市では、2019年5月15日号で

LGBTをテーマに表紙を含めて特集11ページを 漫画で構成している。

これらは一つの例に過ぎないが、このほかにも「住民に紙面に多く登場してもらう」「行政情報とは関係のない、歴史や料理などのコラムを掲載する」といった、広報紙を読んでもらうための工夫がみられる。

9. 紙面確保のためにウェブサイトと 連携

予算が限られている中、特集を毎号4~6ページ組む等簡単に広報紙のページ数を増やすことができない。そのために行われるのがウェブサイトとの連携による紙面確保だ。

今まで、情報の詳細を掲載していたのを概要 だけにとどめ、「詳細はウェブサイトに」とウ ェブサイトに導くのだ。

市区町村広報広聴活動調査 (2017年度~2019年度) によると広報紙にQRコードを掲載する自治体が増えてきた (図表4)。「QRコードを載せている」と回答した自治体は、2017年度から毎回約10ポイント増えているのが分かる。2019年度は8割以上の自治体がQRコードを掲載している。広報紙によっては、ほとんどの記事にQRコードを掲載しているケースもみられる。

▼図表 4 QRコードの掲載

	2017年度	2018年度	2019年度
載せている	1071	1243	1423
製している	62.4%	72.1%	82.8%
掲載予定	13	10	14
16戦 7 足	0.8%	0.6%	0.8%
載せていない	613	463	265
単にていない	35.7%	26.9%	15.4%
総数	1716	1723	1719

※無回答あり。

<出典>公益社団法人日本広報協会

北海道札幌市では、特集を充実する代わりに「お知らせ」ページからイベント情報を削除した。イベント情報は、ウェブサイト、スマートフォンアプリなどで発信。これらにアクセスできない人のためには、イベント情報をまとめた

冊子を作成し、区役所ほか市内の郵便局窓口などで配布している。

このように、特集紙面を確保するために、ウェブサイトは広報紙では載せきれない情報の受け皿としての役割がさらに加速するだろう。

10. ウェブサイトのスマートフォン対応 が急務

QRコードを読み取ってウェブサイトを閲覧すると、多くの場合、スマートフォンでアクセスすることになる。

従来のPCで閲覧することを前提に作られた ウェブサイトだと、スマートフォンで見ると文 字が小さく、画面を拡大する必要がある。さら に、縦スクロールだけでなく、横にもスクロー ルしないと読めない。

「スマートフォン専用サイト」が「ある」と回答したのは71.7%である(図表5)。「令和2年情報通信白書」によると、インターネットの利用端末の種類では、スマートフォンが63.3%、パソコンが50.4%となっている現在、スマートフォン用サイトのない自治体は、スマートフォン対応が急務だ。

▼図表 5 スマートフォン利用者向けサイト

(件)

			(IT)
	2017年度	2018年度	2019年度
女ス	1131	1168	1232
ある	65.9%	67.8%	71.7%
ない	554	525	454
<i>ن</i> در،	32.3%	30.5%	26.4%
総数	1716	1723	1719

※無回答あり。

<出典>公益社団法人日本広報協会

11. ウェブサイトの対象者別ポータルサイト化

さて、自治体のウェブサイトを利用するとき、 必要な情報だけを検索することが多く、ほかに 何か有益な情報はないかと探すことはあまりし ない。前述のとおり、ウェブサイトは情報を取 りにいくプル型メディアだ。

しかし、一つの情報を調べた人に、関連するほかの情報を示すことにより、別の情報をプッシュすることができる。関連情報をレコメンドエンジン¹のような仕組みで表示しなくても簡単にできる方法がある。情報のポータルサイト化だ。自治体でよくみられるのは「子育てポータルサイト」。ある子育ての情報を検索したら、子育てポータルサイトで入手できたとしよう。そのページの周りは、子育ての関連情報であふれている。ついついほかのページも閲覧してしまう。場合によっては、思いがけず有益な情報を入手できるかもしれない。

最近では、シニア情報をポータルサイト化する自治体もみられる。東京都千代田区では、「高齢者サービスページ」を設けている。東京都荒川区では、さらに、トップページの表示方法を「子育て世帯」や「高齢者世帯」に変えることができる。山梨県笛吹市も同様に「あんしん子育て」や「シニア応援」に変えることができる。

このように、特定の訴求対象に向けて情報を 集約することで、よりウェブサイトの利便性が 高まる。パソコンやスマートフォンを使いこな せる年代が高くなるにつれて、シニア世代向け のポータルサイト化は今後進んでいくのではな いか。

12. SNSは有事の情報発信メディアと して存在価値がある

SNSは、フォローすればプッシュ型メディアになり、そこで発信される情報が自動的に送られてくる。しかし、自治体のSNSを、どれだけの人がフォローしているだろうか。普段、友人・知人などの付き合いをのぞき、相当興味のある情報を発信しなければSNSをフォローしないと思われる。正確な数字は分からないが、SNSを利用している人の自治体SNSをフォロ

¹ 利用者の検索履歴等から関心があると思われる情報や商品を表示し選択の手助けをしてくれるシステム。

ーしている割合は低いのではないか。

しかし、フォロワーが少なくても悩む必要はない。自治体のSNSは、災害が発生したときなど有事の情報発信メディアとして機能すればいい。つまり、日々、フォロワー数を増やす努力をするのではなく、いざというときに、どのSNSをみれば住民が必要とする情報を入手できるのかを広報していればいい。

13. 心を動かす広報を

最後に、神奈川県厚木市の広報紙を紹介したい。2021年全国広報コンクールの広報紙市部で特選に輝いた「広報あつぎ」2020年12月1日号だ。

特集「非日常から見えてきたもの 変わらない大切なこと」として、コロナ禍の中、2020年に変わってしまった生活、その中でも変わらない人とのつながりなどを紹介している。

市民アンケートで得た市民の生の声以外に、シングルマザー、フードバンク・無料学習塾などの運営者、地域包括センター・自治会・民生委員・児童委員など地域を見守り続ける人への取材記事や、コミュニティー研究者のメッセージを掲載。市民がコロナ禍にどう向き合っていったか、どんな課題があったか、これからどうすればいいかなどを一緒に考える構成になっている。

そこには、行政からの「~しましょう」といった押しつけが全くみられない。ウィズコロナの中、日常を変えるための市民一人一人の考え方や行動のあり方を提供しているだけだ。

これを読んだ市民は、きっと紙面で取り上げられた何かの言葉に共感したに違いない。その 共感は、やがて「自分も何かしてみよう」といった行動に結びつくかもしれない。

これからは、行政情報を一方的に発信するだけでなく、住民が共感し行動してもらえるような「心を動かす」広報が求められていると思う。

かゆいところに手が 摩。島しょ自治体お役立ち情報

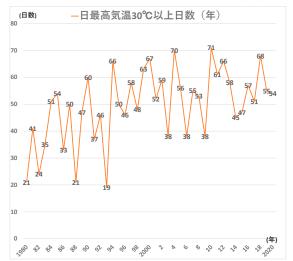
「かゆいところに手が届く!多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日 頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用 語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを 明らかにすることを目的に実施しています。

ゼロカーボンシティから学ぶ 職員一人ひとりの脱炭素行動

1. はじめに

ご自身が子どもだったころに比べて、暑い日 が増えたなと感じることはありませんか。気象 庁が発表しているデータを元に、東京都で一年 間の最高気温が30℃を超えた日の合計日数の推 移を見ると、様々な変動を繰り返しながら上昇 していることから、暑い日が増えている傾向に あることがわかります。

▼図表 1 東京都の日最高気温30℃以上の日数(年)の推移



<出典>気象庁発表資料を基に筆者作成

このように長期的に(平均)気温が上がるこ とを温暖化といいます。温暖化の原因は二酸化

正義 (三鷹市派遣) 調査部研究員 安本

炭素(以下CO₂という)を主とした温室効果ガ スであり、温室効果ガスの増加は人々の活動に よるエネルギーや資源の消費のあり方に原因が あります¹。もし特に手立てを施さないまま今 のペースで温暖化が深刻化した場合、21世紀の 後半、すなわち2100年までに国内で様々な影響 が生じると予測されています。例えば、2020年 に環境省が公開した動画によると、有効な対策 を全く講じなかった場合、2100年には夏の東京 の最高気温が40℃を超えるという未来の天気予 報2も出ています。私たちが働く多摩・島しょ 地域においても、将来は現在よりも平均気温が 上昇すると予測されています。

▼図表 2 将来の気候の変化予測

地域注1 区部			多摩部			島しょ部			
項目	現在 注2	将来 注3	変化	現在 注2	将来 注3	変化	現在 注2	将来 注3	変化
日平均気温(°C)			3.9			3.4			4.2
真夏日(日)	58	100	42	58	77	19	44	79	35
猛暑日(日)	8	43	35	12	37	25	0	8	8
熱帯夜(日)	35	71	36	9	51	42	50	122	72
年降水量(mm)	1,640	1,351	-289	1,617	1,795	178	2,583	1,945	-638
短時間強雨(回)	0.3	0.8	0.5	0.3	0.7	0.4	1.0	1.7	0.7
無降水日(日)	260	286	26	262	283	21	225	242	17

注1) 区部は東京、多摩部は府中・八王子・青梅の平均、島しょ部は三宅島・八丈島・父島の平均。

(注 2) 「現在」は2010~2019年 7 八上」、『日歌レーマル、高しくまのは一七郎 「八人郎」 人間の 「マッ」 注 2) 「現在」は2010~2019年 70 10 年平均、「地球温暖化・滑情報第9巻」 (気象庁) の予測結果 (IPCC 第5次評価報告書による最も温弦効果ガスの排出が多いシナリオ:RCP8、5) を基に算出された値。 資料:「東京都気候変動適広計画(梁)参考資料」(2021年2月、東京都環境周綾務部環境政策課)

<出典> オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖 化防止プロジェクト「2020年度気候変動への適応策 に関する調査研究報告書」を基に赤枠のみ筆者追記

¹ IPCC (国連の気候変動に関する政府間パネル) は2021年8月、人間 が地球の気候を温暖化させてきたことに「疑う余地がない」とする報 告を公表した。http://www.env.go.jp/press/109850/116629.pdf

² 環境省HP「「2100年未来の天気予報」(新作版)を公開しました。」 https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/2100weather/ (2021年10 月11日確認)

さらに、(平均) 気温が上がることで熱中症のリスクが高まることや、作物・自然生態系への影響も懸念されます³。また、地球温暖化は気温を上昇させるだけでなく地球全体の気候を大きく変える「気候変動」の一因となり、台風やゲリラ豪雨など自然災害の激甚化・頻発化にも影響しています。これらの影響は私たちの健康で安全な暮らしを脅かすことにつながります。その過酷な環境を将来世代に引き継ぐことのないように、今一度暮らしや事業活動を見直して、温暖化対策の必要性を再認識し、着実に実施していくことが求められます。

このような状況の中、昨今では温暖化対策のため、脱炭素社会の実現に向けて、「温室効果ガス排出を実質ゼロにする(ゼロカーボン・脱炭素)」と表明している自治体があります。それらはゼロカーボンシティと呼ばれています。

本稿では、ゼロカーボンシティやその取組の 説明を通じて、自治体職員一人ひとりが脱炭素 社会を目指すことを意識するという観点から解 説します。

2.ゼロカーボンを目指す国内外の動向

まず初めに、ゼロカーボンを目指す国内外の 動向の概略を確認します。

地球温暖化を始めとする気候変動問題は、1980年代頃に国際的に注目されるようになり、時の経過とともに、それは世界規模での対応が求められる避けることのできない喫緊の課題であることが明らかになりました。こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2° との目標が国際的に広く共有されました。また、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を 2° といりスクの低い1.5

3 温暖化により海洋生物種の世界規模の分布が変化。例えば、産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃までに抑えないと、サンゴ礁の99%以上が消失する、その確信度が非常に高いとされている。

℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素 の実質排出量をゼロにすることが必要」とされ ています。

さらに2020年の第203回臨時国会の所信表明 演説において、当時の菅義偉内閣総理大臣は、 「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体と してゼロにする。すなわち2050年カーボンニュ ートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを 宣言しました。

その実現のために、経済と環境の両立を図りつつ、再生可能エネルギーなど低炭素な発電方法を今まで以上のスピードで増やしたり、エネルギーを効率的に使う革新的な技術を導入したりする取組が各自治体でも進められています。

また、ゼロカーボンの取組は国際的にも RACE to ZERO 4 キャンペーンが2020年 6 月より展開され、実質排出ゼロを目標に掲げる都市・地域の数は増加しています。

さらに、脱炭素の取組は自治体だけが推進するものではなく、脱炭素社会の実現に貢献すると宣言している民間企業も増えています。この脱炭素の動きは世界の潮流となっているのです。

▼図表3 日本における温室効果ガス削減の流れ

2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロ

• 菅首相所信表明

2020

<出典>環境省「環境白書」などを基に筆者作成

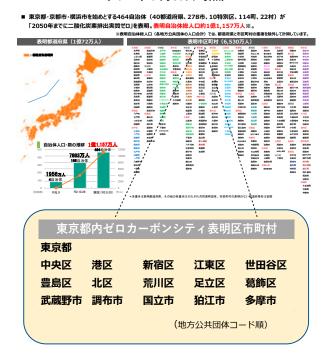
温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを約束し、その達成に向けた行動をすぐに起こすことを呼びかける国際キャンペーン。日本では東京都などが参加している。https://japanclimate.org/member/tokyometropolitan-government/(2021年10月5日確認)

⁴ UNFCCC (国連気候変動枠組条約事務局) が2020年に発表し世界中の 企業や自治体、投資家、大学などの非政府アクターに、2050年までに

3. みなさんが住んでいる・勤めている 自治体はゼロカーボンシティ?

環境省によると「ゼロカーボンシティ」とは、「2050年にCO2を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」とされています。東京都、京都市、横浜市などが2019年に「2050年CO2実質排出量ゼロ」を表明していました。当時の小泉進次郎環境相が全国に呼び掛けたところ、2021年9月末日時点で40都道府県464自治体に拡大し、表明している自治体の総人口は約1億1,157万人となっています。なお、都内では東京都を含む16自治体が表明しています(図表4)。

▼図表 4 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体 (2021年 9 月30日時点)



<出典>環境省HPから筆者作成(https://www.env. go.jp/policy/zero_carbon_city/01_ponti_210930. pdf 2021年10月4日確認)

ただし、ゼロカーボン実現を目指すと表明することでゼロカーボンシティを名乗ることはできますが、具体的な行動は各自治体に任されています。そのため、表明しているからゼロカーボンが達成できている、ゼロカーボンシティになっていないから取組が進んでいない、ということではない点に注意が必要です。

その一方で、ゼロカーボンシティの中には、 目標達成の未来像やシナリオを作成し、先進的 に対策に取り組んでいる自治体があります。国 においても、自治体における脱炭素化のための 基礎情報を整備・提供しているなどゼロカーボ ンシティの実現を支援しています。

それでは、自治体が真にゼロカーボンシティ (域内CO₂排出量実質ゼロ)となるにはどのような対策が必要なのでしょうか。

4. ゼロカーボンの仕組み

そもそも、ゼロカーボンとは一体どのような 状況を言うのでしょうか。

ゼロカーボンを達成するためには、大きく 4 つの方法があります。

- ◇①エネルギー消費量の削減
- ◇②エネルギーの脱炭素化
- ◇③利用エネルギーの転換
- ◇④吸収源・オフセット対策

環境省が作成した「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方法にかかる参考資料 Ver.1.0」を参考に、それぞれの方法を具体的な取組を交えながら確認します(次ページ図表 5)。

①エネルギー消費量の削減

徹底した省エネなどでエネルギー消費量を削減することが必要です。例えば、使っていない電気を消す、省エネ性能が高い家電に買い替える、窓の断熱性能を高めるなどの取組があります。

②エネルギーの脱炭素化

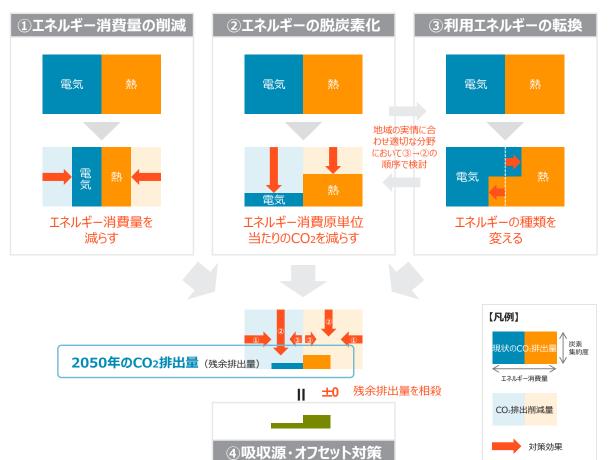
徹底した省エネを推進するとともにエネルギー消費原単位⁵当たりのCO₂排出量を減らすエネルギーの脱炭素化も重要となります。例えば、太陽光や風力、水力、地熱の発電過程でCO₂を排出しない再生可能エネルギーに切り替えることです。

③利用エネルギーの転換

地域の実情に合わせ適切な分野において、エネルギーの利用形態に応じてより CO₂削減につ

⁵ エネルギー使用量をエネルギー量と密接な関係を持つ値で除したもの。

▼図表 5 ゼロカーボンシティ実現に必要となる対策のイメージ図



<出典>環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver.1.0」

ながるよう、熱又は電気として利用されるエネルギーの種類を変えることです。例えば、太陽光エネルギーを活かす事に適した地域では太陽のエネルギーを「熱」に変えて利用する給湯・暖房システムを使います。また、雪が多い寒い地域では、春に雪を貯めておき、夏の間にその雪で冷やされた空気を利用した冷房を使うといったことなどが一例です。

④吸収源・オフセット対策

上述の①②③の対策を実施しても一定量の排出量(残余排出量)は残ってしまうと考えられます。これらについては、植樹や緑の保全などによってCO2吸収量を確保し、排出量と吸収量を相殺するカーボン・オフセットを活用することで、域内のCO2排出量を実質ゼロにすることが考えられます。このほかCCU(CO2を分離・回収して地中に貯留する技術)やCCS(分離・回収したCO2を利用する技術)の導入など、排出されるCO2を再利用するカーボンリサイクル

を推進することも期待されています。

では、これらの行動をどの程度行えばゼロカーボンを達成できるのでしょうか。東京都では「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」において「2050年CO2排出実質ゼロ」の実現に向けて、2030年までの10年間の行動が重要とし、2030年までに都内で使うエネルギー量を5割減らし(2000年比)、再生可能エネルギーによる電力利用割合を5割程度に増やすことを目標と掲げています。これにより、9年後の2030年頃には、ゼロカーボン実現のために、私たちが使っているエネルギーにも再生可能エネルギーが大きく関わってくると考えられるでしょう。

5. 先進自治体の取組

ここからは、ゼロカーボンシティを表明している先進自治体がどのような取組を行っているかを紹介します。

■横浜市(神奈川県)

横浜市は早くから脱炭素化の実現のため様々な取組を行っていますが、その経緯や取組の一部を紹介します。

(1) 経緯・背景

横浜市は2015年に環境未来都市⁶に選定され、環境負荷を抑えながら経済的にも発展し、市民生活の質を向上させる街づくりの取組を積極的に進めてきました。2018年6月にSDGs未来都市に選定され、SDGs未来都市・横浜の実現に向け、ヨコハマSDGsデザインセンター⁷が中心となり、身近な課題解決を世界の課題解決につなげる様々な取組を、市民・事業者の皆様との連携により進めています。2015年のパリ協定の採択、2018年の「IPCC1.5℃特別報告書」の公表など、地球温暖化対策は世界共通の喫緊の課題であるとして、2018年10月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改訂し、2050年脱炭素化実現"Zero Carbon Yokohama"を掲げています。

(2) 横浜市の強み

横浜市では、政策目標を達成に向けた市民の協力や事業者の力が強みです。例えば、「横浜G30プラン」というごみ減量に関する計画で掲げた、2010年度におけるごみの量を2001年度に対して30%削減するという目標を、2005年度に5年前倒しで達成しました。

また、横浜臨海部を中心とした研究開発機能の集積、多様な産業集積によるイノベーションポテンシャルを有することが挙げられます。

(3) 取組

①横浜市のリーダーシップ

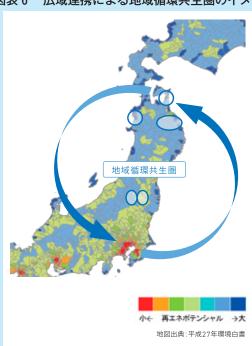
脱炭素化に向けては、国や他都市と連携しながら取組を進めていく必要があるため、2021年2月に「ゼロカーボン市区町村協議会」を設立し、横浜市が会長都市を務めています。当協議会では規模、地域特性といった背景の違う様々

な市区町村がその知見を共有し、脱炭素社会の 実現に向けた具体的な取組のための議論を進め、共に国への提言等を効果的に進めていくこ とを目的としています。2021年3月には国に対 し「脱炭素社会の構築に係る提言」を提出しま した。

②再生可能エネルギーの供給拡大

横浜市は再生可能エネルギー(以下、再エネという)資源を豊富に有する青森県横浜町など13の市町村と再エネに関する連携協定を締結しました。現在、東北連携先の5市町の再エネ発電所で発電された電気を横浜市内の事業者などに供給しています。このような、横浜市との広域連携は、再エネ電気の供給にとどまらず、お互いの地域活性化につながる取組(物産展や交流イベント等)も行っており、地域循環共生圏の形成にも資するものとなっています(図表6)。

▼図表6 広域連携による地域循環共生圏のイメージ



<出典>横浜市「横浜市の温暖化対策SDGs未来都市 (2021年度版)」

③地域・住民へのはたらきかけ

"Zero Carbon Yokohama" の実施に向けた

⁶ 環境や高齢化など人類共通の課題に体操し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域。

⁷ SDGs未来都市・横浜の実現を目指し、自らもステークホルダーとし

て、連携によって課題解決に取り組む、目的志向・実践型の中間支援組織。 脱炭素化の実現に向けたヨコハマ"SDGs & Zero Carbon"プロジェクト 等の活動の事務局等を務める。https://www.yokohama-sdgs.jp/(2021年 9月14日確認)

活動主体の1つとして、横浜市・事業者・団体・個人が一体となった「横浜市地球温暖化対策推進協議会」では、区民まつりでの啓発活動や横浜市風力発電所「ハマウイング」の見学会などを実施し、温暖化対策の推進につながる様々な取組を行っています。

また、動画を活用したプロモーションとして、 横浜市のWebサイトでは、気候変動や省エネ・ 再エネについてわかりやすく学べる「消しゴム はんこアニメーション」を公開しています(図 表 7)。動画では、海洋に生息する海藻などを 活用して、森の緑と同じように吸収される炭素 「ブルーカーボン」を利用した取組や、建物な どが有する蓄電池や発電設備を使って発電所を 補助する「バーチャルパワープラント(VPP)」 などのまだ聞きなれない取組も、親しみの持て る映像で知ることができます。

> ▼図表7 消しゴムはんこアニメーション 「地球は困ってる?(地球編) 約1分」



<出典>横浜市「横浜市の温暖化対策SDGs未来都市 (2021年度版)」動画リンク先: https://www.city. yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ ondanka/ra/keshihan.html (2021年10月7日確認)

④庁内・職員へのはたらきかけ

身近な省エネ行動の実践、季節に合わせた軽 装での執務、ペーパーレス化の推進、一年に一 回は環境に関する研修等への参加など、当該年 度に実施する対策について年度当初に庁内に向 けて副市長から通知を発出しています。他にも、 エコドライブや自動車の点検整備等に関する研 修など様々な取組を行っています。また、市民 に向けた再エネ電気切り替えキャンペーン(十 都県市で連携して実施)である「みんなでいっ しょに自然の電気」を庁内に向けて紹介するこ とで、市職員家庭の再エネ化を進めるとともに、 市としてどのような事業を実施しているかを職 員に周知することも出来ました(図表8)。

▼図表 8 キャンペーンちらし(2021年度)



<出典>横浜市提供

全般的な環境・脱炭素行動については、事業が環境行政主管かどうかに関わらず、全庁に通知等を行い情報共有しています。そのかいあってか、具体的な指示をしていないにも関わらず、例えばCO2に配慮した印刷物作成手法の採用や、施設への再生可能エネルギー導入など、各部署で自主的に脱炭素行動をとっている様子も見えます。

また、2021年5月に制定された「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」の中でも、市の責務として「市は、施策を実施するに当たっては、脱炭素化に配慮するものとする。」とあるため、脱炭素行動は市全体として率先して取り組むべきものとして意識されています。

他にも、施設面の取組として、全庁的に使用 しているエネルギー管理システムを利用し、各 事業・施設の取組に関する調査を行い、エネル ギー消費量を定期的に把握しています。

(4) 計画におけるゼロカーボンシティの位置づけ

市では「横浜市地球温暖化対策実行計画」の 次回改定版に「セロカーボンシティ」を盛り込むことを検討しています。現在の計画には記載 はありませんが、ゼロカーボンシティにつなが る取組は従前から続けてきています。

(5)課題

職員の行動の課題としては、身近な脱炭素行動を行った効果が見えにくく、取組の継続につながりにくいことです。また、エネルギー消費量の減量と事務量の増加が見合っているかも考える必要があります。税金などのコストと併せて、総合的に脱炭素行動を進めていくことが重要と考えています。

横浜市の担当者からは、「横浜市はゼロカーボンシティではあるものの、職員が職場で取り組んでいることは、グリーン購入や季節に合わせた軽装での執務など、どの自治体も取り組んでいることと思います。」と話がありました。一方で、新庁舎建設をきっかけに複合機の運用などを見直し、飛躍的にペーパーレス化を進めることもでき、結果的に脱炭素行動をとることもできています。これらの話から、脱炭素行動はそれ単独でとらなければならないものと意識するのではなく、SDGsや他の課題の解決と併せて、賢く選択していくことが良いと考えられます。

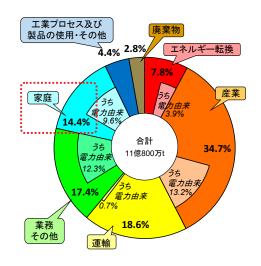
6.職員一人ひとりができること

さて、ここまでゼロカーボンシティの解説や 取組をみてきました。ゼロカーボンを達成する には対策をとる必要があり、各自治体も動き出 しているということがわかりました。ただし、 ゼロカーボンを達成するためには自治体の施設 や事業における努力だけでは達成できません。 CO₂は家庭由来で排出されているものも削減す る必要があるため、住民一人ひとりの協力が必 要なのです(図表9)。

2021年7月に環境省と経済産業省が公表した「地球温暖化対策計画(案)」では、2030年度の

温室効果ガス排出削減の目標の達成に向けては、家庭部門の排出量を2013年度比で約66%削減する必要があるとともに、「国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減」も重要とされています。

▼図表 9 我が国の部門別の二酸化炭素排出量(2019年度)

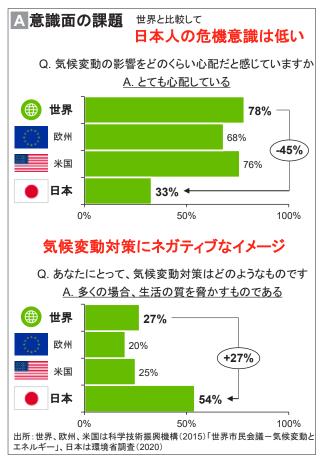


<出典>環境省HP http://www.env.go.jp/council/06earth/y0620-8b/mat03-2.pdf (2021年 9 月21日確認)基に赤枠のみ筆者追記

私たちも、自治体職員である以前に、いずれかの自治体の住民として、温室効果ガスの排出の量を削減することを期待されています。一方で、期待されていることを理解できても目の前に差し迫った危機が実感できないため、積極的な行動をとることにつながらないこともあると考えられます。

図表10の、環境省が作成した「脱炭素型ライフスタイルの施策について」によると、日本人の気候変動への危機意識は世界と比較して低いと述べられています。「気候変動の影響をどのくらい心配だと感じていますか」との質問に対して、世界ではアンケートに答えた人の78%が「とても心配している」と回答したのに対して、日本では33%でした。また、「あなたにとって、気候変動対策はどのようなものですか」という問いに対して、「多くの場合、生活の質を脅かすものである」と回答したのは世界では27%であるのに対して日本では54%と、気候変動対策にネガティブなイメージを持っているようです。

▼図表10 「脱炭素型ライフスタイルの施策について」 意識面の課題



<出典>環境省HP http://www.env.go.jp/press/files/jp/113477.pdf(2021年9月21日確認)より抜粋

世界と比べると、省エネや気候変動対策、そ して脱炭素行動への意識が低いため意識面の変 化が必要です。

それでは、私たち一人ひとりが危機意識をもったうえで、具体的には普段からどのような行動をとればよいでしょうか。各団体から、ゼロカーボンや脱炭素を学べる資料が発行されていますので、参考になります。例えば、長野県地球温暖化防止活動推進センターでは、「信州ゼロカーボンBOOK」や「2050信州ゼロカーボンチャレンジ」の中で家庭で取り組める地球温暖化防止対策などを豊富なイラストや親しみやすいキャラクターとともに易しく紹介しています(図表11)。

▼図表11 ゼロカーボンを学べる資料

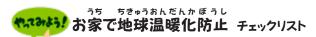




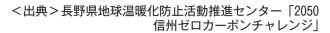
<出典>長野県地球温暖化防止活動推進センター提供8

次の図表12は「2050信州ゼロカーボンチャレンジ」の1ページです。「お家で地球温暖化防止チェックリスト」として、普段の生活から取り組める脱炭素行動が紹介されています。すでに取り組まれていることも多いと思いますが、まずはスモールステップから始め、引き続き取り組んでいくことが重要です。

▼図表12 家庭で取り組める地球温暖化防止策







CO₂ をへらすため

環境にやさしい方を

ſĆŌŌĹ ČHŌÍCĒJ。

水道の水・ごみも CO2と関係あるの?

浄水場で水をきれいにするとき、家庭の蛇口

まで水を送るとき、ごみを運ぶ収集事がガソリンを燃やすとき、焼卸場でごみが燃やされ

るときなどに、COoが貼ています。

⁸ http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/img/2050zerocarbon_challenge_pamphlet.pdf (2021年9月24日確認) https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/keikaku/zerocarbon/documents/02book_kenmin_pr.pdf (2021年9月24日確認)

他にも、環境省では「ゼロカーボンアクション30」。として、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを整理していますので、ぜひ一度ご覧ください。そこでは、徒歩・自転車・公共交通機関での移動、宅配サービスをできるだけ一回で受け取ること、個人のESG投資¹⁰なども脱炭素行動として紹介されています。

脱炭素行動がみなさんのライフスタイルとして自然に身につくことで、自治体業務においても活用できないか、意識しやすくなります。例えば、作業着の購入、街の植樹、食品ロス削減などの事務担当になられたときに、少し意識するだけで脱炭素行動につなげられるかもしれません。他の行政課題の解決とともに、一緒に脱炭素行動ができるとよいと考えます。

7.おわりに

本稿ではゼロカーボンシティの取組をきっかけに、住民として、自治体職員として、どのような行動が脱炭素行動に繋がるかのヒントを確認しました。脱炭素行動は、遠い未来に必要なものではなく、思っている以上に身近なところで必要なのです。現在では、個人でカーボンフットプリント¹¹が測定できるスマホアプリや商品にカーボンフットプリントマークが印刷されているものなども存在します。それらを参考に、影響が大きい活動が何かを知り、理解することで、排出量を減らすひとつの手がかりとして行動を選択することができます。

脱炭素行動を継続して取り組むには、ゼロカーボン実現のために何かを犠牲にする後ろ向きな気持ちではなく、コストや好みなどの色々な選択肢の一つとして脱炭素行動をうまく混ぜ込んで進めることがよいでしょう。

本稿が、ゼロカーボンシティ、そして地球環境に興味をもつきっかけになれば幸いです。

最後に、当調査会が企画運営として関わって

います、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京温暖化防止プロジェクト」では「オール東京62気候変動対策研究会」を共同で開催しております。Webサイト(https://www.all62kikou.jp/index.asp)では会員向けに気候変動対策に関する動画などを紹介しております。みなさまのご参加、ご登録をお待ちしております。

<参考文献>

- ・明日香壽川 監修 / 小泉光久 編著 (2021)「②再生可能エネルギーって なんだろう?」汐文社
- ・トニー・ジュニパー 著 / 赤羽 真紀子 監修 / 大河内 直彦 監修 / 千葉 喜久枝 訳 (2020)「イラスト授業シリーズひと目でわかる 地球環境 のしくみとはたらき図鑑」創元社
- ・松田尚之 著「地方公共団体における地球温暖化対策をめぐる現状と今後について」『自治実務セミナー』、2021年5月号 第一法規

⁹ https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/topics/20210826-01.html (2021年10月 5 日確認)

¹⁰ 従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment)・社会 (Social)・ ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資。

¹¹ 個々の製品や、活動、サービスから発生した CO_2 の排出量を定量的に表す。

公用車へのカーシェアリング導入について

古川 聡 (国分寺市派遣) 調查部研究員

2.カーシェアリングとは

1. はじめに

私たち自治体職員は、日頃の業務で公用車を 運転する機会があります。公用車は住民宅への 訪問、現場確認、庁舎間の行き来、荷物の運搬 など様々な用途で利用される利便性が非常に高 いものですが、利用されるのは業務時間内に限 られます。また車両を所有することで、利用頻 度に関わらず維持管理に一定の手間(「ヒト」 の負担) や支出 (「カネ」の負担) が発生します。

このような事情から、近年公用車に車両を共 有(シェア) するサービスである「カーシェア リング」を導入する自治体の取組があります。 こうした取組は公用車の利便性(「モノ」の利 便性)を維持しつつ、車両の維持管理をカーシ ェアリングのサービスを提供する事業者(以下 「事業者」)が行い1、利用頻度に応じて支出額 が決まることから、公用車の利用にかかる「ヒ ト」・「カネ」の負担を軽減する効果が期待され ます。

さらにカーシェアリングの普及は、自動車の 絶対数の削減や環境負荷の低減につながる²と されており、カーシェアリングを公用車に導入 することをきっかけに、カーシェアリングを地 域全体に広げ、自治体における環境負荷の低減 に向けた取組の糸口になることも期待できるの ではないでしょうか。

本稿では、このカーシェアリングを公用車に 導入する取組について紹介します。

カーシェアリングとは、特定の自動車を会員 間で共有し、それぞれが利用したい時間に借り ることができるサービスで、日本ではレンタカ ー事業として扱われます³。「車を借りる」と いう点ではレンタカーと似ているため、それぞ れの違いを図表1にて整理します。

▼図表1 カーシェアリングとレンタカーの比較

項目	カーシェアリング	レンタカー
会員登録	必要	不要
貸出場所	無人ステーション	有人の事業所
車種	小型車が中心	小型車〜大型車の 選択可
利用可能時間	短時間 (15~30分単位)から	長時間 (6時間以上)から
課金方法	時間と走行距離等に 比例	時間に比例
その他	ガソリン代・保険料は 含まれる	ガソリンは満タン返し 保険料は別料金

<出典>筆者作成

カーシェアリングの特徴としては、会員制で あること、短時間(15分単位等)で利用できる ことなどが挙げられます。

利用にあたっては、まず事業者のWEBサイ トなどから会員登録をする必要があります。会 員登録後、会員カードが手元に届きます。

また、車両の利用予約にあたっては、事業者 のWEBサイトにアクセスし、利用する車両や 利用時間等を登録し予約します。その後、予約 した車両が設置されているステーション⁴に行 き、会員カードで車両の鍵を開けて利用すると

¹ カーシェアリングには、事業者 (Business) が保有する車両を会員 (Customer) で共有するBtoC (Business to Customer) 型カーシェア リングと利用者 (Customer) が直接貸し借りする「CtoC型カーシェ アリング」という形態がある。本稿では、「BtoC型カーシェアリング」 を扱う。

² 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「カーシェアリングに よる環境負荷低減効果の検証報告書」参照(2013年2月) http://

www.ecomo.or.jp/environment/carshare/carshare 20130222.html (2021年10月11日確認)

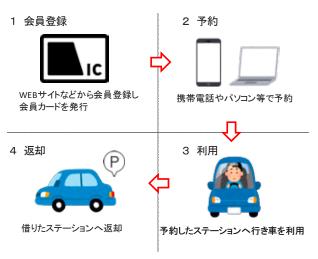
³ レンタカー事業 (自家用自動車有償貸渡事業) に関する根拠法である 道路運送法第80条第2項の許可を受け、運用される。

⁴ カーシェアリング専用の車両が設置されている駐車場。

ともに、車両を借りたステーションに返却⁵します。

料金は利用時間や利用距離に比例して利用後に支払います。

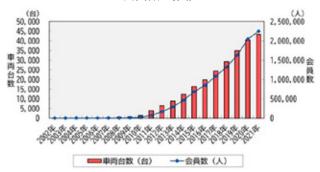
▼図表 2 カーシェアリング利用方法



<出典>各種資料より筆者作成

2021年3月時点で、わが国のカーシェアリング車両ステーション数は19,346か所(前年比1.2%増)、車両台数は43,460台(同7.9%増)、会員数は2,245,156人(同9.7%増)となっています⁶。

▼図表 3 わが国のカーシェアリング車両台数と 会員数の推移

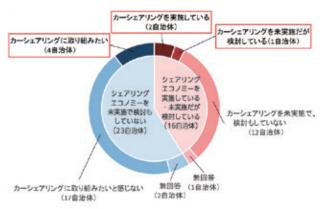


<出典>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/environment/carshare/carshare_graph2021.3.html (2021年9月17日確認)

3. 多摩・島しょ地域におけるカーシェ アリングの現状

多摩・島しょ地域におけるカーシェアリング の現状については、当調査会が2019年度に実施 した「シェアリングエコノミーで解決する自治 体課題に関する調査研究」で触れています。調 査研究の中では、2019年6月末時点の自治体の シェアリングエコノミー7の検討状況を把握す るためアンケート調査を行っており、自治体で のカーシェアリング⁸実施・検討状況等⁹を聞き 取っています。図表4のとおり、「シェアリング エコノミーを実施している・未実施だが検討し ている」と回答した自治体のうち、2自治体が カーシェアリング活用を「実施している」、1自 治体が「検討している」と回答しています。また、 「シェアリングエコノミーを未実施で検討もして いない」と回答した自治体のうち、4自治体が カーシェアリングに「取り組みたい」と回答し ています。以上から多摩・島しょ地域自治体で カーシェアリングを活用した取組は、あまり進 んでいる状況ではないことが分かりました。

▼図表 4 カーシェアリングの実施・検討状況、今後の 取組意向(単一回答、n=39)



<出典>「シェアリングエコノミーで解決する自治体課題に関する調査研究報告書」より筆者作成

⁵ このようにステーションが固定されており、返却時、車両をもとのステーションに戻す方式を「ラウンド・トリップ方式」という。これに対し、所定のステーションで車両を借り、利用後は別のステーションに返却できる方式として「ワンウェイ方式」(乗り捨て方式)がある。ワンウェイ方式は、2014年に国土交通省の規制緩和が行われ、認められるようになったが、本稿ではラウンド・トリップ方式を扱う。

⁶ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団調査。

^{7 「}シェアリングエコノミーで解決する自治体課題に関する調査研究」では、「シェアリングエコノミー」を内閣官房シェアリングエコノミー促進室の定義と同様「個人等が保有する活用可能な資産等(スキル

や時間等の無形のものを含む。) を、インターネット上のマッチング プラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活 動」と定義している。

⁸ この設問ではカーシェアリングを、「会員間で自動車を共有し、利用できるサービス」と定義しており、サービス例としてAnyca等の個人間カーシェアリングをあげていることから、CtoC型カーシェアリングを前提とした設問となっている。

⁹ ここでの「自治体のカーシェアリング実施・検討状況等」は必ずしも 公用車としての活用には限定していない。

4. 事例

現在、公用車にカーシェアリングを導入している3自治体に、導入後の状況についてヒアリングを行いましたので紹介します。

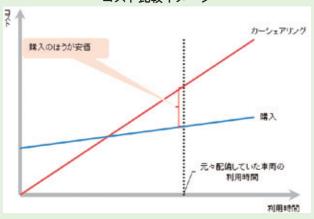
(1) 多摩地域自治体の事例

多摩地域で公用車にカーシェアリングを導入しているある自治体では、駅前に位置する出先機関に配備していた公用車2台のうち1台を本庁舎に配備し、その代わりに駅周辺に複数あるカーシェアリング車両を公用車として利用しています。

利用の際は、職員が庁内のパソコン又は業務 用スマートフォンで事業者の予約フォームに課 共通のID等を入力し予約を行っています。

購入車両の場合、初期費用として取得費用が発生するほか、維持管理費用としてガソリン代、定期点検代、保険料、修繕料等のコストが発生しますが、カーシェアリング車両の場合、利用時間に比例したカーシェアリング利用料金が発生します。お話を伺った自治体では、出先機関に元々配備していた車両の利用時間を踏まえると、図表5のとおり、コスト比較の面ではカーシェアリングの優位性が低い状況でした。

▼図表 5 購入車両とカーシェアリング車両の コスト比較イメージ



<出典>筆者作成

その他、利用したい日時に予約がとれない、 車内が清潔でないことがある、タイヤがスタッ ドレス対応しておらず、雪の日に利用できない 等の様々な課題がありました。

10 Electric Vehicle の略で、電気自動車。

(2) 板橋区の事例

①取組の経緯・目的・概要

板橋区では、タイムズモビリティ(株)が運営するカーシェアリングのサービス「タイムズカー」のEV¹⁰を環境政策課の公用車に導入しています。

区はスマートシティを推進しており、「区有の遊休地の有効活用」と「温室効果ガス削減」に資する取組として、2020年12月1日~2023年11月30日の3年間を実証実験期間とし事業者に区有地を貸し出して事業化しています。区民にEVを利用するきっかけを提供することも「タイムズカー」導入の一つの目的としています。

また「タイムズカー」の導入タイミングで、環境政策課がリース契約で確保していた3台のPHV¹¹のうち1台の契約期間が満了となったことから、その代替車両として区が「タイムズカー」の法人会員になり「タイムズカー」のEVを活用することとなりました(図表6)。

▼図表 6 区有地に設置されているカーシェアリング車両



<出典>板橋区提供(赤枠は筆者追記。公用車として使用しているのは、赤枠「日産リーフ」のみ)

②利用について

リース契約で確保している車両(以下「リース車両」)の場合、庁内の共有フォルダに格納されているExcel形式の予約簿に入力し予約を行っています。他方、「タイムズカー」のEVの場合、一般的なカーシェアリングを利用する

¹¹ Plug-in Hybrid Vehicleの略で、プラグインハイブリッド自動車。

ときと同様、インターネットで予約を行います。 予約のしやすさについては大きな差はありませんが、「タイムズカー」のEVに区の優先利用枠を設けているわけではないため、使いたいときに使えない場合があることが課題として挙げられます。

③車両管理業務について

リース車両の場合、清掃、定期点検・故障時の業者の手配、月々のリース料の支払い、ガソリン代の支払い¹²等の業務が発生します。一方で、「タイムズカー」のEVの場合、月々のカーシェアリング利用料の支払いや人事異動等で「タイムズカー」のEVを利用する職員に変更があった際の会員登録、後述する利用頻度の調整などが業務として発生していますが、車内清掃、定期点検・故障時の対応は、すべて事業者の対応となります。また、利用状況についてもシステム上で詳細に把握できることから、車両管理業務全体に係る手間は大きく軽減していると言えます。

④ コストについて

区では、リース契約期間が満了する車両を3年間再リースする場合と「タイムズカー」のEVを公用車に3年間導入する場合でコスト比較を行い、図表7のとおり「タイムズカー」のEV導入による優位性が高いと判断しました。

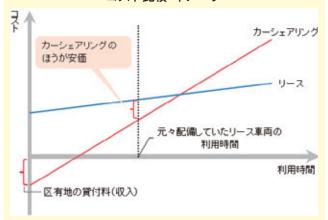
リース車両の場合、定額のリース料金とガソ リン代が支出として発生します。

他方で、「タイムズカー」のEVの場合、利用時間に比例したカーシェアリング利用料金が支出として発生するほか、区有地の貸付料が収入として発生します。

現状は「タイムズカー」のEVのほうが安価ですが、利用時間で料金が変動するため、短時間で済む用事(現場確認や軽い荷物運搬等)のみで「タイムズカー」のEVを利用するよう職員に呼びかけ、利用時間が増えすぎないよう調

整をしています。このように利用用途を限定していますが、今のところ区では順調に運用できています。

▼図表 7 リース車両とカーシェアリング車両の コスト比較¹³イメージ



<出典>筆者作成

⑤課題・今後の展望について

区有地に設置されている「タイムズカー」の EVについて、区以外の会員による利用は増加 傾向にあり、区民にEVを利用するきっかけを 提供する事業として順調に進んでいることか ら、実証実験終了後の本格導入を前向きに検討 しています。

今後、さらにEVカーシェアリング車両を区 有地に設置し公用車としての利用を見据え取り 組んでいきたいところですが、事業者を誘致で きていないことが課題となっています。事業者 を誘致するためには、一定程度の利用が確保で き事業者側の採算性を担保できる場所を用意す る必要があります。現在カーシェアリング車両 を設置している区有地は、地下鉄の出入り口か らすぐの場所にあるため立地的に一定の利用が 確保できる場所として運用できていますが、同 様の条件の区有地は少なく、今後の検討課題と しています。

加算される料金体系のほか、長時間の利用の場合、「最大利用料金」 が適用される料金体系もあるが、板橋区の場合、カーシェア車両の 利用を短時間に限定しているため、ここでは考慮していない。

¹² 板橋区の場合、ガソリン代の請求は一括して車両管理担当が処理するため、主管課の業務としては発生しない。

¹³ カーシェアリングのコストについては利用時間(15分毎)に応じて

(3) 神奈川県小田原市の事例

①取組の経緯・目的・概要

小田原市では、2019年度から(株)REXEV、湘南電力(株)と連携し、環境省補助事業として「小田原市EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業」を行っています。この事業は、EVに特化したカーシェアリングサービス「eemo」を行うとともに、EVを「動く蓄電池」ととらえ、地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントを実施する事業です。

「eemo」のステーションは市内外に全部で27か所あり、そのうち市役所に設置されたステーションの2台の車両(図表8)を公用車として利用するため、市は「eemo」の法人会員となっています。

市では全職員が利用できる共有車を管財課が 一括管理していますが、それとは別にカーシェ アリング車両を2台導入していることとなりま す。

▼図表8 市役所に設置されているカーシェアリング車両



<出典>小田原市提供

②利用について

市役所ステーションに設置された2台のEV は平日8:00~18:00は公用車として利用し、 それ以外の時間は一般の会員が利用できるよう にしています。

共有車の場合、庁内の予約システムで使用する2週間前から予約可能となっています。また、 その予約とは別に当日枠という予約後のキャン セル等で使用されなくなった車両を利用できる 枠があります。当日枠で共有車を利用するには 利用当日の朝、予約のために管財課の窓口に並 ぶ必要があり、多くの職員が並んでいることも あります。予約を確保し使用する場合は、管財 課の元に鍵を取りに行き駐車場に行くという流 れとなります。

「eemo」の場合、直前のキャンセル状況や空き状況もスマートフォンで確認でき、突然の外出にも対応しやすいという特長があります。

また、共有車を利用するには管財課の元に鍵を取りに行く必要がありますが、「eemo」であれば専用アプリ(図表 9)で鍵を開けられ、その手間を省けることの利便性も大きいと考えられます。

現在、100人程度の職員が「eemo」を公用車として利用していますが、「eemo」の便利さが口コミで庁内に広がっており利用者数は増加傾向にあります。

▼図表 9 専用アプリの画面



<出典>(株)REXEV提供

③車両管理業務について

共有車の場合、職員が定期的に清掃、鍵の管理等を行っていますが、「eemo」の場合、清掃は事業者が対応し、予約・解錠・施錠・返却を専用アプリで一括管理でき、鍵の受け渡し業務が簡略化され業務負担が軽減されています。

④課題・今後の展望について

現在は実証実験中のため、コスト面が大きな障壁になってはいませんが、実証実験終了後に本格実施をする場合、ガソリン車に比べ高額なEVのコストが課題となります。

公用車としての利用にあたり、現在はより多くの職員に「eemo」の便利さを感じてもらい、 運用していく上で生じる課題を一つ一つ整理していく段階と考えています。

(4) 小括

①「モノ」の利便性の視点

一般会員と車両を共用する仕組みの場合、使いたいときに使えない等の課題があることがわかりました。

この点は、公用車として独占利用できる時間を設けることで解消されますが、「カネ」の負担の増加が懸念され、利用実態に応じた事業の検討が必要と考えられます。

その他、利用者が予約をインターネットで簡単に行え、鍵の受け渡しにかかる手間を省ける ことが大きなメリットであると考えられます。

②「ヒト」の負担の視点

車両を管理する職員側の視点では、予約・利 用にあたっての管理をすべてインターネット上 で処理できること、また、定期点検や修繕等も 事業者が対応することから、負担が概ね軽減さ れることがわかりました。

③「カネ」の負担の視点

・購入の場合

初期費用として取得費用が発生するほか、維持管理費用として、ガソリン代、定期点検代、保険料、修繕料等が発生します。

・リース契約の場合

定額のリース料とガソリン代が維持管理費用 として発生します。

カーシェアリングの場合

お話を伺った自治体では法人会員として利用 しており、料金体系の中では固定の維持管理費 用は発生せず、利用時間に比例したカーシェア リング料金が発生するとのことでした。

カーシェアリング代替前の車両の利用頻度を 踏まえると、カーシェアリングの優位性は低い とする自治体がある一方で、利用頻度を調整し ながら優位性を維持している自治体もありま す。

5. おわりに

以上、「公用車へのカーシェアリング導入」をテーマに、カーシェアリングの概要から各自 治体の取組に触れ、「モノ」、「ヒト」、「カネ」 の視点で整理しました。

「カネ」の負担の視点からは必ずしもカーシェアリングに優位性があるとはいえませんが、「モノ」の利便性の向上、「ヒト」の負担軽減につながる可能性があることがわかりました。

また、上記の視点だけではなく世界的な脱炭素化の流れを汲んで、カーシェアリングにEVを取り入れることで住民にEVを利用する機会を提供し、環境負荷の低減につなげていくことを意図した取組が特徴的でした。

近年の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、「モノ」をシェア (共有) することに対する抵抗感も懸念されますが、一方で、公共交通機関の移動を避けプライベート空間を確保できるカーシェアリングでの移動を選択する人も一定数存在しています。

公用車へのカーシェアリング導入にあたっては、地域特性や現在の公用車の運用状況に応じた検討が必要と考えられます。

他方、自治体として住民も巻き込んだ脱炭素に向けた取組¹⁴を進める視点を踏まえ、公用車のあり方を考えた際、カーシェアリングの導入も一つの選択肢にはなり得ると考えます。

本稿が、今後の公用車のあり方を検討する際 の参考となれば幸いです。

^{14 「}地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)では温室効果ガス排出削減に向け脱炭素型ライフスタイルへの転換を進めることとしており、同計画の別表 6-11にその具体的な対策として「カーシェアリング」を挙げ、脱炭素に向けた取組とカーシェアリング普及促進を連動させている。https://www.env.go,jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html(2021年10月25日確認)

調査研究報告書の活用に関するアンケート結果報告

当調査会は、毎年度、複数の調査研究報告書を作成し、多摩・島しょ地域市町村等に配布する とともに、ホームページ上(https://www.tama-100.or.jp)でも広く公開しています。

各自治体の現場において、どのように報告書をご活用いただいているのか把握するため、4月か ら5月にかけて多摩・島しょ地域の39市町村を対象としたアンケートを実施しました。

<多くの市町村にご活用いただいています>

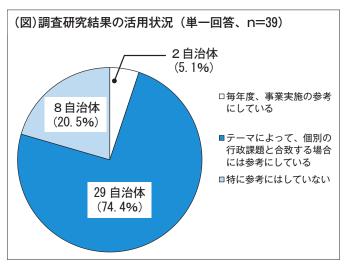
アンケートの結果、31自治体(合計79.5%)から「毎年度、事業の参考にしている」「調査研究のテー マが市町村の行政課題に合致する場合には参考にしている」とご回答をいただきました。(図参照)

また、2020年度の市町村事業の実施に当たっては、当調査会が過年度取りまとめた『ペット問題の 解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書』を参考に課題解決に取り組んだとい う回答をはじめ、他の調査研究結果も事業実施に当たっての参考として活用しているとの回答をい ただいています。

各調査研究では、市町村が事業に取り組まれる際にご参考にしていただけるよう、多摩・島しょ地

域の自治体にアンケートを行い、地域の実態 について明らかにするとともに、取組のポイ ントとなる点を先進自治体や有識者から伺 い、取組の方向性をお示しするなど、多くの情 報を掲載しています。

調査研究内容は、過年度のものも含めて当 調査会ホームページに掲載しています。是非、 ご参照いただき、各市町村の取組にご活用い ただきたいと存じます。当調査会といたしま しても、引き続き調査研究内容の充実に努め てまいります。



記

責任者

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会のあり方や私達の生活は大 きく変化しました。テレワークやリモート会議等が急速に広がるなど、働き 方の多様化も大きく進みました。このような中で、様々な分野でデジタル化

が加速し、行政においてもデジタル化の一層の推進が求められています。今年度の当調査会の調査研究テー マには、「DX」、「ブロックチェーン技術」、「職員の情報分野の専門性」などがあり、自治体のデジタル化に 向けて役立てていただけるものと思います。

一方で、コロナ禍の前には当たり前にできていた、人が直接会って話したり、会食や旅行などへ出かけた りすることの大切さを実感したようにも思います。デジタル化が進み、社会や仕事のあり方が変化しても、 対面した相手の表情や様子から感じられるもの、実際に現地へ行ってみなければわからないことも多いよう に感じます。ポストコロナといわれる時代にあっても、こうしたものも大切にしていきたいと思います。(Y.K)

発 行 公益財団法人 東京市町村自治調査会

〒183-0052 東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館 4 階

TEL: 042-382-0068

小暮

URL: https://www.tama-100.or.jp

本誌のバックナンバー等を ご覧いただけます

